2　前項の申請書には、次に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。
一　放射能濃度確認対象物が生ずる施設に関すること。
二　法第六十一条の二第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき測定及び評価が行われたことを示す記録に関すること。
三　測定条件、測定結果その他の放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の結果に関すること。
四　放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法に関すること。
3　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（放射能濃度確認証）

第四条　原子力規制委員会は、前条第一項の規定による申請に係る放射能濃度に関し、原子力規制検査（特定原子力施設にあっては、法第六十四条の三第七項の検査）により次に掲げる事項について確認をしたときは、放射能濃度確認証を交付する。
一　法第六十一条の二第二項の認可を受けた方法に従って放射能濃度の測定及び評価が行われていること。
二　放射能濃度確認対象物が第二条に規定する基準に適合していること。

（放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請）

第五条　法第六十一条の二第二項の規定により、放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　放射能濃度確認対象物が生ずる工場等の名称及び所在地（船舶にあっては、その船舶の名称）
三　放射能濃度確認対象物が生ずる施設の名称
四　放射能濃度確認対象物の種類、発生及び汚染の状況並びに推定される総重量
五　評価に用いる放射性物質の種類
六　評価単位
七　放射能濃度の決定を行う方法
八　放射線測定装置の種類及び測定条件
九　放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法
十　放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステム
2　前項の申請書には、次に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。
一　放射能濃度確認対象物が生ずる施設に関すること。
二　放射能濃度確認対象物の種類、発生状況、汚染の状況及び推定される総重量に関すること。
三　評価に用いる放射性物質の選択に関すること。
四　評価単位に関すること。
五　放射能濃度の決定を行う方法に関すること。
六　放射線測定装置の選択及び測定条件の設定に関すること。
七　放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法に関すること。
八　放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関すること。
九　前各号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項
3　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（測定及び評価の方法の認可の基準）

第六条　法第六十一条の二第二項の規定に基づく放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の基準は、次に掲げるとおりとする。
一　評価に用いる放射性物質は、放射能濃度確認対象物中に含まれる放射性物質のうち放射線量を評価する上で重要なものであること。
二　評価単位ごとの重量は、放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮した適切なものであること。
三　放射能濃度の決定は、放射線測定装置を用いて、放射能濃度確認対象物の汚染の状況を考慮し適切に行うこと。ただし、放射線測定装置を用いて測定することが困難である場合には、適切に設定された放射性物質の組成比又は計算その他の方法を用いて放射能濃度の決定を行うことができる。
四　放射線測定装置の選択及び測定条件の設定は、次によるものであること。
イ　放射線測定装置は、放射能濃度確認対象物の形状、材質、汚染の状況等に応じた適切なものであること。
ロ　放射能濃度の測定条件は、第二条に規定する基準を超えないかどうかを適切に判断できるものであること。
五　放射能濃度確認対象物について、異物の混入及び放射性物質による汚染を防止するための適切な措置が講じられていること。

（電磁的記録媒体による手続）

第七条　次に掲げる申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。
一　第三条第一項の申請書
二　第五条第一項の申請書

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則等の廃止）

第二条　次に掲げる規則は、廃止する。
一　製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年経済産業省令第百十二号）
二　試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年文部科学省令第四十九号）

（製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則等の廃止に伴う経過措置）

第三条　この規則の施行の際現に法第六十一条の二第二項の認可を受けている放射能濃度の測定及び評価の方法に係る放射能濃度確認対象物についての法第六十一条の二第一項の確認の申請については、第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
2　前項の規定によりなお従前の例によることとされた確認の申請に係る放射能濃度確認対象物の確認の基準については、第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部改正）

第四条　次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。この場合において、条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加するものとする。
一　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）　附則別表第一
二　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）　附則別表第二

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部改正に伴う経過措置）

第五条　附則第三条第一項の放射能濃度確認対象物についての記録については、前条第一号の規定による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第六条の表第十三号又は前条第二号の規定による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一の表第九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。